

議案第六八号

取費の特種勤務手当に關する條例の一部を次のように改正する

昭和三十一年九月二十九日 提出 三朝町長 坂出 雅

昭和三十一年九月九日

議決 三朝町議會議長 天野 藤

原案可決

昭和三十一年三朝町條例

取費の特種勤務手当に關する條例の一部を改正する條例

取費の特種勤務手当に關する條例へ昭和二十八年條例が二十六号の一
を次のように改正する

第六條中

「一日につき四十円を超えて支給してはならない」とあるを
「一日につき二百円以内の範囲において町長が定めた額を支
給する」に改める

附 則

この條例は公布の日より施行し昭和三十一年四月一日より適用する

